# ひとりで悩まず、弁護士へ相談

# 無熟港灣調影



金銭の貸借、離婚、相続などのトラブルをひとりで悩んでいませんか?そんな市民の皆さまの不安 や悩みについて、市では、弁護士による無料の法律相談を実施しています。

秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。

#### 相談内容

借金 ・ 金銭トラブル ・結婚 ・ 離婚 ・ 相続 ・年金・家庭問題

事故 • 不動産 • 医療など法律相談全般

## 利用者

糸島市に住民登録がある人(法人、団体は除きます)

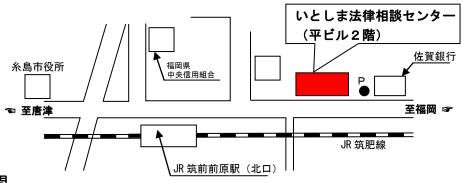


#### 相談場所及び利用時間

■ 福岡県弁護士会 「いとしま法律相談センター」 ※駐車場はありません。

住所: 糸島市前原中央 2-6-18 平ビル 2 階(佐賀銀行横) TEL: 092-321-4400

相談日時	月•土曜日	午後1時~午後4時
祝日等を除く	木曜日	午後4時~午後7時



#### 相談時間

1回の相談時間は30分です。

#### 利用料金

**無料です。但し、お一人年1回に限ります。**それ以後の相談は有料(相談料30分5,400円)となります。

裏面があります

#### 利用方法

無料法律相談を利用される人は、**糸島市発行の紹介状が必要**となりますので、生活環境課で紹介状の交付を受けてください。

また、紹介状の交付に限り(毎月 15 名程度)がありますので、あらかじめ生活環境課で交付状況を確認してください。なお、利用される場合には予約が必要です。いとしま法律相談センターまでお電話ください。

いとしま法律相談センター	月~金曜日	午前9時~午後7時
予約受付時間	土曜日	午前9時~午後4時
092-321-4400	日・祝日	午前9時~午後1時

※不明な点がありましたら生活環境課環境・エネルギー係までお問い合わせください。

電話:生活環境課直通 092-332-2068

## 注意事項

- 1. 相談当日は、必ず糸島市発行の紹介状を持参してください。紹介状がないと有料となります。
- 2. 一人でも多くの人に利用していただくため、同一世帯の人が、同じ案件で無料法律相談を利用することはできません。

# 相談にあたってのポイント

#### ◆相談内容のメモを用意しておきましょう

相談時間は30分と限りがあります。弁護士に要点を伝えたり、 尋ねたい事項を忘れたりしないよう、あらかじめ相談内容を整理 したメモを用意しておくことが大切です。



#### ◆証拠書類を揃えておきましょう

第三者である弁護士に説明するには、言葉だけでなく、写真や図面等を用いると話がスムーズに進むことがあります。

また、相手方との交渉で、あなたの主張を証明・裏付ける大切なものとなるだけでなく、弁護士の判断材料となりますので、証拠書類(コピーでも可)を持参しましょう。

#### ◆自分に不利なことも話しましょう

自分に不利となる内容を話さないでいることは、その時の 法律の判断が正しいものでなくなることがあります。 それでは問題を解決することにつながりません。 弁護士を信頼して話をしてみましょう。弁護士はそのことを 前提のうえで、あなたと一緒によりよい解決方法を探します。

